鞍手町投票立会人募集要領

鞍手町選挙管理委員会

1　概要

鞍手町選挙管理委員会は、広く有権者の選挙制度に対する関心を高め、有権者が選挙区的に選挙に参加するため、「投票立会人」を募集します。

2　投票立会人とは

投票所で投票が行われる際に、各種選挙時に投票所で投票事務に参与するとともに、投票及び投票事務が公正に行われるよう監視する人です。

選挙制度等に関する詳しい知識は特に必要ありませんが、投票管理者のもとにおいて、下記のような投票手続きに立ち会います。

① 投票所開閉の立会

② 最初に投票する際に、投票箱に何も入っていないことの確認の立会

③ 選挙人が、投票所に入場してから、投票用紙を間違いなく投票箱に入れ、退場するまでの立会

④ 投票箱閉鎖の立会

⑤ 投票録への署名と押印

⑥ 投票箱を開票所に送致する際、投票管理者に同行（投票立会人のうち１名）

3　立会日時・場所・報酬立会の種類

<table>
<tr><td>立会の種類</td><td colspan="2">期日前投票及び選挙期日の各投票所での立会</td></tr>
<tr><td>立会場所</td><td colspan="2">選挙人名簿に登録されている投票区の投票所
（状況によっては、その他の区や期日前投票所をお願いする場合もあります。）</td></tr>
<tr><td>立会日</td><td colspan="2">期日前投票期間及び選挙期日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">立会時間</td><td>期日前投票立会人</td><td>投票時間：８時30分から20時00分まで
集合時間：８時30分　解散時間：20時00分頃</td></tr>
<tr><td>投票立会人（選挙期日）</td><td>投票時間：７時から20時まで
集合時間：６時30分　解散時間：20時30分頃
（投票立会人のうち１名は、開票所への投票箱送致に同行していただきます。）</td></tr>
<tr><td>立会人数</td><td colspan="2">２人／投票所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">報酬等</td><td>期日前投票立会人</td><td>報　酬：10,000円／日
規定の源泉所得税を控除します。
交通費：2,000円／日</td></tr>
<tr><td>投票立会</td><td>報　酬：11,100円／日</td></tr>
</table>

	人（選挙期日）	規定の源泉所得税を控除します。 交通費：2,000円／日
その他	・源泉徴収票作成のため、投票立会人選任手続後、マイナンバー登録申請書の提出をお願いします。 ・報酬等は、後日指定の口座に振り込みます。 ・投票立会人（選挙期日）の夕食は、選挙管理委員会が準備します。	

4　資格要件

鞍手町の選挙人名簿に登録され、かつ、選挙権がある人

※選挙人名簿の登録

満 18 歳以上の日本国民で、引き続き３か月以上鞍手町に住んでいる人が登録されます。

5　申込方法

登録立会人登録申込書に必要事項を記入のうえ、持参または郵送で鞍手町選挙管理委員会にお申込みください。

申込受付日時	８時 30 分から 17 時 15 分まで 閉庁日（土・日、祝日及び 12 月 29 日から１月３日まで）を除く

6　登録から選任まで

①　選挙管理委員会は、申込んだ人のうち、資格要件を満たしている人を登録者名簿に登録し、後日登録の有無について連絡します。ただし、転出等により応募資格がなくなった場合や、辞退の申出があった場合は、登録を取消します。

②　選挙管理委員会は、選挙が近くなったら、登録した人に従事の可否を確認します。

③　選挙管理委員会は、投票立会人を選任し、本人に通知します（申込状況等により登録されていても選任されないことがありますので、ご了承ください。）。

なお、登録のためにご提供いただいた個人情報は、厳重に管理し、投票立会人の選任事務にのみ利用します。

また、同一の政党その他政治団体に属するものは、１つの投票所につき２人以上投票立会人になることはできませんので、ご留意ください。

7　募集期間

随時募集、申込受付を行っていますが、選挙期日が近い場合は、選任の対象にはなりません。

8　申込・問い合わせ先

〒807-1392

福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧 2080 番地２

鞍手町選挙管理委員会事務局（鞍手町役場住民環境課住民係）

電話番号 0949-42-2123　ＦＡＸ番号 0949-42-5693